

市民農園利用についての遵守事項

- ① 農園を目的以外に使用しないこと。（販売目的の栽培不可）
- ② 利用権を第三者に譲渡、転貸しないこと。また、農園の借地権、耕作権、地上権の権利を一切主張しないこと。
- ③ 天災、病虫害、盗難等による事故及び栽培作物の損害に対する補償の要求をしないこと。
- ④ 土地の形質の変更、永年性作物の作付け及び工作物等の設置をしないこと。
- ⑤ 伸びたツルや雑草等で隣地に迷惑のかからないよう適切に管理すること。また、作物の残茎は契約区画内に埋めるか持ち帰るなどし、放置しないこと。
- ⑥ ゴミは各自で持ちかえり、ビニールマルチや支柱などの資材も適切に処分すること。
- ⑦ 農園の利用を中止したいときは、ただちに申し出るとともに、利用前の状態に戻して返還すること。

お互い気持ちよく農園を利用するため、通路など共用スペースの清掃や草刈等についても、ご理解とご協力をお願いします。

【担当】

大町市地域振興部農林水産課農業振興係

住所：大町市大町 3887

電話：0261-22-0420（内線 635）